

裏磐梯観光協会加盟施設利用券 ご利用に関するお知らせ

ふるさと納税の制度見直しにより、

「令和6年10月1日以降の寄附」で受け取られた

施設利用券の利用金額に制限が設けられます。

ご宿泊料金から宿泊券を利用できる金額は
1名1泊あたり5万円まで

【施設利用券】



令和6年10月1日以降の寄附
で受け取られた施設利用券
にはこの記載があります。

皆様にはご迷惑をおかけしますが、
ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

問い合わせ：北塩原村役場総務企画課企画室

☎0241-23-3112